

令和6年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法801条及び会社法施行規則第200条に定める書面)

株式会社トクヤマ
代表取締役 横田 浩

当社は、新第一塩ビ株式会社との間で令和5年9月21日に締結した吸収合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社、新第一塩ビ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に係る会社法第801条及び会社法施行規則第200条の規定に従い、下記の通り開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
令和6年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過
 - (1) 合併差止請求にかかる手続きの経過（会社法第784条の2）
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、差止請求はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続きの経過（会社法第785条）
吸収合併消滅会社である新第一塩ビ株式会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続きの経過（会社法第787条）
吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していません。
 - (4) 債権者保護手続きの経過（会社法第789条）
吸収合併消滅会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収合併消滅会社は、令和6年2月9日付官報により異議申述公告を行い、また知れている債権者に対して催告書により各別の催告を行いました。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続きの経過
 - (1) 合併差止請求にかかる手続きの経過（会社法796条の2）
吸収合併存続会社である当社に対し、株主による差止請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続きの経過（会社法第797条）

吸収合併存続会社である当社に対し、株式の買取を請求した株主はありませんでした。なお、当社は、令和6年2月9日付官報公告と令和6年2月9日に会社法第939条1項3号による電子公告を行いました。

(3) 債権者保護手続きの経過（会社法第799条）

吸収合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、令和6年2月9日付官報公告と令和6年2月9日に会社法第939条1項3号による電子公告を行いました。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である令和6年4月1日をもって、吸収合併消滅会社である新第一塩ビ株式会社から、その資産、負債その他の権利義務を一切引継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

6. 会社法第921条の規定による変更の登記（吸収合併の登記）をした日
令和6年4月1日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

令和5年9月6日

吸収合併に係る事前開示書面

(合併消滅会社) 新第一塩ビ株式会社

代表取締役 西原 浩孝



当社は、株式会社トクヤマとの間で令和5年9月21日に吸収合併契約を締結し、当社を合併消滅会社、株式会社トクヤマを合併存続会社とする吸収合併を行うことといたしました。つきましては、会社法第782条及び会社法施行規則第182条の規定に従い、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容に関する事項
別添資料1のとおりです。
2. 合併対価の定め相当性に関する事項
当社は株式会社トクヤマの100%子会社であり、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
当社は株式会社トクヤマの100%子会社であり、合併対価の交付はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項
当社は新株予約権を発行していません。
5. 計算書類等に関する事項
 - (1) 合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等(事業報告書及び監査報告書を含む)は、別添資料2のとおりです。
 - (2) 当社及び合併存続会社ともに、重要な後発事象は生じていません。
6. 吸収合併後の債務の履行の見込みに関する事項
合併当事者各社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。
7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上



合併契約書

株式会社トクヤマ（以下、「甲」という）及び新第一塩ビ株式会社（以下、「乙」という）とは次のとおり合併契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：株式会社トクヤマ

住所：山口県周南市御影町1番1号

（2）吸収合併消滅会社

商号：新第一塩ビ株式会社

住所：東京都千代田区外神田一丁目7番5号

第2条（株主に対する株式等の交付）

甲は乙の全株式を所有しており、本合併に際しては一切の対価を交付しない。

第3条（増加すべき存続会社の資本金等）

甲は、本合併では、資本金及び資本準備金の額を変更しない。

第4条（効力発生日）

効力発生日は、令和6年4月1日とする。但し、当該日の前日までに合併に必要な手続を遂行できないときは、甲及び乙が協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条（合併承認決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。なお、甲に関しては会社法796条に定める簡易合併の規定により、本契約について株主総会の承認を得ず、取締役会の承認を得て合併する。

第6条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。

第8条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲もしくは乙の資産状態または経営状態に重大な変更を生じた場合、又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議のうえ、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条（合併契約の効力）

本契約は、甲及び乙の適法な機関決定による承認が得られないときは効力を失うものとする。

第10条（協議事項）

本契約に規定のない事項についてまたは本契約書の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が誠意を以て協議のうえ解決する。

以上を証するため、本書1通を作成し、各当事会社が署名または記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

令和5年9月21日



（甲） 山口県周南市御影町1番1号
株式会社トクヤマ
代表取締役 横田 浩



（乙） 東京都千代田区外神田一丁目7番5号
新第一塩ビ株式会社
代表取締役 西原浩孝



貸借対照表の要旨

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,768	流動負債	6,665
固定資産	2,466	固定負債	512
有形固定資産	1,950	株主資本	8,052
無形固定資産	1	資本金	2,000
投資その他の資産	514	資本剰余金	47
		資本準備金	47
		利益剰余金	6,004
		利益準備金	5,994
		その他利益剰余金	10
		評価・換算差額等	5
		その他有価証券評価差額金	5
資産合計	15,235	負債・純資産合計	15,235

損益計算書の要旨

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	24,263
売上原価	20,500
売上総利益	3,763
設備費及び一般管理費	2,157
営業利益	1,606
営業外収益	121
営業外費用	36
経常利益	1,691
特別利益	9
特別損失	19
税引前当期純利益	1,680
法人税、住民税及び事業税	266
法人税等調整額	△482
当期純利益	1,896